



## 空き家の木の枝が越境してきて困ったときは・・・。

※民法が改正されました。(民法 第233条)

越境された土地の所有者は、原則、竹木の所有者に枝を切除させる必要がありますが、以下の3つのケースに当てはまる場合は自分で切ることができるようになりました。

### ケース①

竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

〔催告書を送っても切ってくれない場合〕

### ケース②

竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

〔登記などを調べても不明な場合〕

### ケース③

急迫の事情があるとき。

〔台風などにより枝が折れ自分の家に損害が出そうな場合など〕

**自分で越境した枝を切ることができます**

民法改正により、越境してきた竹木を切り取ることができるようになる一方で、必要以上に枝を切りすぎてしまい、相手方との思わぬトラブルになる危険性もありますので、越境した枝木の切り取りをお考えの場合は、事前に法律事務所にご相談ください。

○鳥取市では、毎月弁護士による無料相談会を開催しています。

○相談は予約制（先着順）で、定員になり次第受付を終了します。

【予約・問い合わせ先】鳥取市役所 市民生活部 市民総合相談課 ☎0857-30-8181

空き家で所有者等が分からない場合は、市から所有者等に対して適切な管理をお願いする「通知」文書の送付を行っています。

○空き家の竹木等に関するご相談は

【問い合わせ先】鳥取市役所 都市整備部 建築指導課 空家対策係 ☎0857-30-8364

## よくあるご質問

### Q、相当の期間とはどのくらいですか？

事案によりますが、「相当の期間」とは、基本的には2週間程度と考えられます。

### Q、隣地の所有者が分からないのですが・・・？

一般的には、法務局で「登記簿謄本」、または、「登記事項証明書」を取得することができます。(有料)  
また、自治会・町内会や近隣の方にお尋ねいただくことも有効と考えられます。

### Q、急迫の事情とはどのようなことですか？

例えば、台風などによって折れた枝が建物を破損する恐れがある場合などが考えられます。

### Q、枝の切り取りにかかった費用は請求できますか？

越境した枝の切り取り費用は、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切り取るにより木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には、木の所有者に請求できると考えられます。(民法第703条、第709条)

### Q、枝を切るために勝手に隣地に入ってもいいのですか？

越境した枝を切り取るのに必要な範囲で、隣地を使用することができます。(民法第209条)

### Q、市で越境した枝を切ることはできないのですか？

市で越境した枝のせん定や竹木を伐採することはできません。

枝木の越境については、基本的には民事(相隣関係)の問題です。民法第233条第1項には、「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」とあります。また、雑草やツタの繁茂についても、所有者等が手入れをすることになりますので、市で刈り取ることにはできません。当事者同士の話し合いに基づく解決や法律に基づく解決をお願いします。

### Q、空き家の所有者情報や、市の対応状況について教えてもらえませんか？

原則、空き家の所有者等に係わる情報や個別の指導状況などについては、所有者等の個人情報となりますのでお教えすることはできません。